

富士山における法規制

静岡県環境森林部自然保護室

富士山における法規制

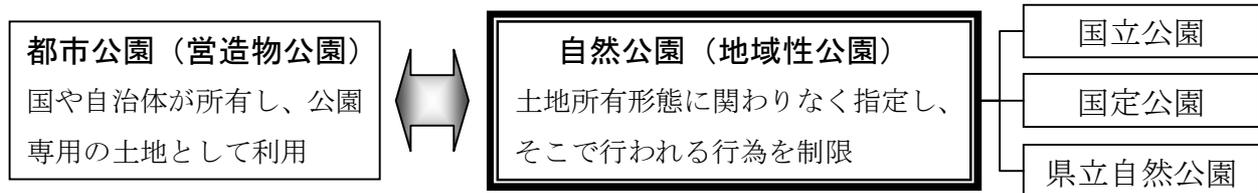
- ・ 自然公園法 富士箱根伊豆国立公園
- ・ 文化財保護法 特別名勝

「名勝」の定義…我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもののうち重要なもの（法による定義）
我が国の優れた国土美として欠くことのできないものであって、自然的なものにおいては風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの（名勝指定基準による定義）

「特別名勝」とは、名勝のうち価値が特に高いもの

自然公園法の概要

自然公園とは

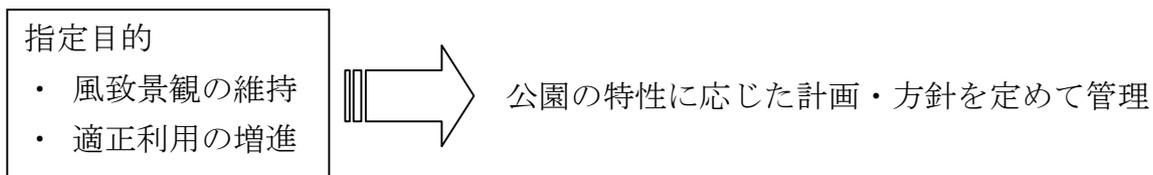


国立公園とは

（定義）我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地で、環境大臣が指定し、国が管理する公園

（目的）優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする

国立公園の管理



富士箱根伊豆国立公園の概要

- ・ 富士山地域（S11.2.1 指定）
富士山麓、田貫湖、白糸の滝、青木ヶ原樹海、富士五湖
- ・ 箱根地域（S11.2.1 指定）
芦ノ湖、仙石原、大涌谷
- ・ 伊豆半島地域（S30.3.15 指定）
天城山、達磨山、海岸線
- ・ 伊豆諸島地域（S39.7.7 指定）
新島、八丈島

富士箱根伊豆国立公園富士山地域の概要

- 【特別保護地区】
- ・ 概ね富士山五合目（標高 2,300m）以上
 - ・ 青木ヶ原 など

- 【第 1 種特別地域】
- ・ 富士山山腹の概ね標高 2,000～2,400m 付近
 - ・ 本栖湖畔 など

- 【第 2 種特別地域】
- ・ 富士山山腹の標高 1,600m～2,000m 付近
 - ・ 田貫湖
 - ・ 白糸の滝
 - ・ 富士五湖周辺
 - ・ 富士スバルライン沿線 など

- 【第 3 種特別地域】
- ・ 富士山山腹の標高 1,300～1,700m 付近
 - ・ 富士山スカイライン沿線
 - ・ 富士宮道路（国道 139 号）沿線
 - ・ 東海自然歩道沿線 など

【乗入れ規制地域（富士山中腹部（概ね標高 1,600m 以上）の火山荒原及び亜高山帯樹林）】

火山荒原…オンタデ、イタドリ、フジアザミ等の特殊条件下でも生育可能な植物群落

亜高山帯樹林…コメツガ・シラビソ等常緑針葉樹

富士山の貴重な自然環境の保護を図るため、近年のオフロード車、オフロードバイクの乗入れによる樹木の損傷、植生の荒廃、自然地形の改変等、自然環境への影響が出ている地域及びそのおそれが大きくなっている地域を指定。

【地域地区別面積表】

単位：ha

区 分	特 別 地 域					普通地域	合 計
	特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	計		
山 梨 県	3,229	2,065	7,698	10,440	23,432	13,310	36,742
静 岡 県	1,008	1,573	1,459	5,962	10,002	13,442	23,444
富 士 山 頂	405	—	—	—	—	—	405
合 計	4,642	3,638	9,157	16,402	33,839	26,752	60,591

※ 第1種～第3種特別地域 29,197ha のうち、7,489ha を乗入れ規制地域に指定

富士山測候所でこんなことをするときは…

- 測候所に観測機器を設置したい
- 測候所が老朽化したので、修繕したい
- 測候所周辺の植物を採取したい
- 測候所周辺の土を採取したい
- 測候所に観測機器を設置するにあたり、ブルドーザーを使用して運びたい

国立公園内における行為規制

特別地域	許可	法第13条第3項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工作物の新築、増築、改築 2. 木竹の伐採 3. 鉱物の採掘又は土石の採取 4. 河川、湖沼等の水位、水量の増減 5. 指定湖沼・湿原への汚水等の排出 6. 広告物等の掲出、設置、工作物等への表示 7. 屋外における指定物の集積又は貯蔵 8. 水面の埋立又は干拓 9. 土地の形状変更 10. 高山植物（指定植物）の採取又は損傷 11. 指定動物の捕獲・指定動物卵の採取等 12. 屋根、壁面等の色彩の変更 13. 湿原等指定区域への立入 14. 指定地域内の車馬の乗入れ、航空機の着陸等
	届出	法第13条第6項	特別地域の指定、若しくは拡張時における既着手行為
		法第13条第7項	非常災害のための応急措置
		法第13条第8項	木竹の植栽、又は家畜の放牧
許可届出不要行為	法第13条第9項 法施行規則第12条		
特別保護地区	許可	法第14条第3項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別地域における許可を要する行為のうち、1～6、8、9、12、13 2. 木竹の損傷 3. 木竹の植栽 4. 家畜の放牧 5. 屋外における物の集積又は貯蔵 6. 火入れ又はたき火 7. 木竹以外の植物の採取・損傷又は落葉・落枝の採取 8. 動物の捕獲・殺傷又は動物の卵の採取・損傷 9. 車馬の乗入れ、航空機の着陸等
	届出	法第14条第6項	特別地域の指定、若しくは拡張時における既着手行為
		法第14条第7項	非常災害のための応急措置
	許可届出不要行為	法第14条第8項 法施行規則第13条	
普通地域	届出	法第26条第1項 法施行規則第14条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法施行規則で定める規模を超える工作物の新築、増築、改築 2. 河川、湖沼等の水位、水量の増減 3. 広告物等の掲出、設置、工作物等への表示 4. 水面の埋立又は干拓 5. 鉱物の採掘又は土石の採取 6. 土地の形状の変更
	届出不要行為	法第26条第7項 法施行規則第15条	